

捜 二 第 5 5 8 号
昭和 5 7 年 8 月 1 日

県下各警察署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

暴力団が関係する各種興業の公共施設使用規制方要請について

暴力団の資金源は合法、非合法を問わず多種多様にわたっている。

プロレス、ボクシング、各種の歌謡ショー等の興業もその例外ではなく、暴力団並びにその関係者が何等かの関係を持ち彼等の重要な資金源の一つとなっている。

そこで、暴力団の関係する各種興業の公共施設からの締め出しを、県内の公共施設管理者に対し再三にわたり協力要請して強力に推進し、公共施設から暴力団の締め出しをはかってきたものである。

要請の趣旨は、別添要請書に示すところであるが、今後も暴力団の関係する各種興業の公共施設からの締め出しを強力に推進されるよう特段の配意を願いたい。

暴力団が関係する各種興業の公共施設使用規制方要請

暴力団は、その生活資金獲得の手段として、団体や多衆の威力を背景にして、集団的に、常習的に、暴力的不法行為を繰り返す反社会的な犯罪集団であり、その構成員の殆どは暴力団犯罪の前歴者であり、県民の平穏な日常生活を脅かし、社会不安を与えるいわゆる社会の敵であります。

県民の治安を維持する警察として、社会の敵である暴力団に対しては、厳しい姿勢で対決し、その壊滅を目標に、警察の組織を挙げて強力な取締りと検挙を行ってきております。

暴力団は、その組織の維持や生活資金獲得には、暴力的にあるいは法を無視した非合法によるのを常套手段としており、最近の社会・経済情勢の変動を敏感に反映して、その非合法資金活動も多様化、巧妙化してきております。

このように法を無視して県民の犠牲のうえに私的目的を遂げ、あるいは、私的要求を充たすことを職業とし、生活の手段としている暴力団の存在は、それ自体が、法と秩序への挑戦であり、民主主義社会の敵でもあります。

幸いにして、県民各層において、暴力団の存在を許してはならないという暴力排除気運が急速に高まっており、暴力団が関係する場合の公共施設締め出しなどの規制も、暴力排除運動の一環として強力に推進しており、これまでもご協力をいただいていたところでもあります。

今後も、暴力団が関係するプロレス、プロボクシング、歌謡ショーなどの各種興業については、公共施設使用を承認されないよう要請するとともに、この種の施設使用承認に際し、次のような措置をとられたく、ご理解とご協力をお願いするものであります。

記

- 1 当該申請にかかる各種興業が、あらかじめ暴力団に関係があることが判明している場合は、申請を受け付けない。
- 2 当該申請にかかる各種興業が、暴力団に関係がある疑いがある場合は、仮受付けし、速やかに所轄の警察署に照会するとともに、下記要旨を盛り込んだ誓約書を徴収する。
 - (1) この興業の企画、運営及び前売券の販売などには、現在及び将来にわたり、暴力団を一切関係させない。
 - (2) 次の場合は、施設使用を承認せず、また使用承認後であるときは、これを取消しても、一切の異議を申し立てない。
 - ア 施設使用の申請者、興業主又は荷主及びこれらの従業員が、暴力団に関係があるとき
 - イ 前売券等の販売委託者、販売者及びこれらの仲介者が、暴力団に関係があるとき
 - (3) 使用承認を取消したときは、既に納入した施設使用料のみ返還し、その他の違約金、賠償金は一切支払わない。
- 3 上記照会を受けた警察署において、速やかに調査回答するものとし、暴力団に関係があるときは、使用承認しない。
- 4 施設使用承認後に、暴力団に関係があることが判明したときは、誓約書に基

づき使用承認を取消す。

- 5 当該申請人から、当該興業の主催者（形式上の興業主のみでなく、共同主催者、出資者などの実質上の主催者）を、すべて申告させ、これを申請書に記載して明らかにしておく。